

一般事業主行動計画について

平成27年4月1日
世田谷信用金庫

次の世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境を作ることを目的とした「次世代育成支援対策推進法」の一部改正に則り、世田谷信用金庫はその推進を目的とした「一般事業主行動計画」を策定しました。

世田谷信用金庫 一般事業主行動計画

当金庫職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2 内容

目標1 計画期間中に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・計画期間中に1人以上取得する。

女性職員・・・取得率を80%以上とする。

【対策】

●平成27年4月～

通達や庫内報等により、男性も育児休業を取得できることを全職員に周知する。

●平成27年4月～

育児休業取得希望者に対する、内容の周知徹底をおこなう。

目標 2 所定外労働の削減のため、早帰り日の実施を徹底する。

毎週水曜日を早帰り日とし、早期に業務を終了し退庫する。
職員 1 人当たりの所定外労働時間を行動計画 5 年間の終了までに
平成 26 年度対比 10%削減する。

【対策】

- 平成 27 年 4 月～
「早帰りポスター」を各部室店及び食堂に掲示し全職員に周知する。
- 平成 27 年 4 月～
店長連絡会等を通じて、「早帰り日の実施」の徹底について全職員に周知する。
- 平成 27 年 4 月～
毎週早帰り日の始業前に人事部より各部室店へ「早帰り日の通知」をファックスし全職員に周知する。
- 平成 27 年 4 月～
部室店毎に所定外労働の問題点を検討する。

目標 3 インターンシップ等の就業体験の実施

地元大学を中心に年間 2 名以上を受け入れる。
中学生の職場体験者を年間 2 名以上受け入れる。

【対策】

- 平成 27 年 4 月～
平成 20 年度より開始した受け入れを継続して実施する。

以 上